

H22 年度地方交付税問題小委員会提言とその措置状況（案）

提言内容（H22. 11）	地方財政計画における措置															
<p>I 国と地方の財政運営について</p> <p>1 経済の立て直しと成長戦略の確実な実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新成長戦略で示している平成 32 年度までの平均で名目 3%を上回る成長を達成するため、平成 23 年度当初予算において、地域の活力・創意工夫を引き出す施策など、迅速かつ的確な新成長戦略の施策化を展開すべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 23 年度政府見通しでは、名目 1.0%、実質 1.5%となっているが、平成 22 年 10 月～12 月の GDP(名目)成長率は、年率Δ2.8%とマイナス成長となっている。 ・東日本大震災の影響を踏まえた的確な対策が早期に必要な。 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p style="text-align: center;">（政府経済見通し）</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 60%;"></th> <th style="width: 20%; text-align: center;">H22</th> <th style="width: 20%; text-align: center;">H23</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>GDP(名目)成長率</td> <td style="text-align: center;">1.1%</td> <td style="text-align: center;">1.0%</td> </tr> <tr> <td>同(実質)成長率</td> <td style="text-align: center;">3.1%</td> <td style="text-align: center;">1.5%</td> </tr> </tbody> </table> </div>		H22	H23	GDP(名目)成長率	1.1%	1.0%	同(実質)成長率	3.1%	1.5%						
	H22	H23														
GDP(名目)成長率	1.1%	1.0%														
同(実質)成長率	3.1%	1.5%														
<p>2 地方財政は実質赤字</p> <p>(1) 常態化している地方の財源不足</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 8 年度以降 15 年連続して財源不足の状態が続いている。平成 22 年度の財源不足額は 18.2 兆円、地方財政計画の約 22.2%に達する規模となっている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 23 年度に財源対策が必要な額（財源不足額）は、22 年度からの特会繰入分（1.0 兆円）を加味しても 14.2 兆円であり、平成 8 年度以来、16 年連続して地方交付税法第 6 条の 3 の規定に該当する状態となっている。 ・法定率の引き上げや交付税原資となる消費税の充実などの税制の抜本改革が必要である。 															
<p>(2) 形式的なプライマリーバランスは黒字だが実質的には赤字</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方交付税の別枠加算と国の一般会計加算を考慮すれば、実質的な地方財政のプライマリーバランスは赤字 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 23 年度の地方財政のプライマリーバランスは +1.8 兆円の黒字であるが、別枠加算 1.3 兆円、国一般会計加算 5.1 兆円を考慮した実質的なプライマリーバランスは 4.6 兆円の赤字となっている。 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p style="text-align: center;">（地方財政のプライマリーバランス）</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 60%;"></th> <th colspan="2" style="text-align: center;">兆円</th> </tr> <tr> <th></th> <th style="text-align: center;">H22</th> <th style="text-align: center;">H23</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>○形式的プライマリーバランス</td> <td style="text-align: center;">Δ0.1</td> <td style="text-align: center;">1.8</td> </tr> <tr> <td>○実質的なプライマリーバランス</td> <td style="text-align: center;">Δ9.5</td> <td style="text-align: center;">Δ4.6</td> </tr> </tbody> </table> </div>		兆円			H22	H23	○形式的プライマリーバランス	Δ 0.1	1.8	○実質的なプライマリーバランス	Δ 9.5	Δ 4.6			
	兆円															
	H22	H23														
○形式的プライマリーバランス	Δ 0.1	1.8														
○実質的なプライマリーバランス	Δ 9.5	Δ 4.6														
<p>(3) 実質的な赤字のため地方は国を上回る行革を強いられている</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国は、国の赤字を地方に付け替えることなく、国のプライマリーバランスを黒字化するために、まずは国家公務員の定員削減など、国自身の歳出削減を図るべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・23 年度国当初予算は、中期財政フレームに基づき基礎的財政収支対象経費を 71 兆円、国債発行額を 44 兆円とされたものの、社会保障関係費の見直しや国家公務員の定数削減など歳出の見直しが引き続き必要である。 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p style="text-align: center;">（公務員人件費の状況。22 年度→23 年度）</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;"></th> <th colspan="2" style="text-align: center;">【国】</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">【地方】</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>職員数(万人)</td> <td style="text-align: center;">56.4</td> <td style="text-align: center;">→56.1(Δ0.2)</td> <td style="text-align: center;">237.7</td> <td style="text-align: center;">→235.1(Δ2.6)</td> </tr> <tr> <td>人件費(兆円)</td> <td style="text-align: center;">7.6</td> <td style="text-align: center;">→7.5(Δ0.03)</td> <td style="text-align: center;">21.7</td> <td style="text-align: center;">→21.3(Δ0.4)</td> </tr> </tbody> </table> <p style="font-size: small; text-align: center;">※人件費は、それぞれが負担すべき額（出典：23 年度予算（財務省））</p> </div>		【国】		【地方】		職員数(万人)	56.4	→56.1(Δ 0.2)	237.7	→235.1(Δ 2.6)	人件費(兆円)	7.6	→7.5(Δ 0.03)	21.7	→21.3(Δ 0.4)
	【国】		【地方】													
職員数(万人)	56.4	→56.1(Δ 0.2)	237.7	→235.1(Δ 2.6)												
人件費(兆円)	7.6	→7.5(Δ 0.03)	21.7	→21.3(Δ 0.4)												

提言内容 (H22. 11)	地方財政計画における措置																																
<p>3 地方財政計画の役割と決算乖離</p> <p>(2) 地方財政計画の規模</p> <p>③ 地方単独事業</p> <ul style="list-style-type: none"> 増加傾向にある社会保障関係経費及び、地方の経済雇用情勢が厳しさを増す中、疲弊している地域経済再生のための経費など、地方の自主的な施策に必要な経費について、地方財政計画に適切に積み上げるべき。 	<ul style="list-style-type: none"> 平成 23 年度の地方単独経費は 20.8 兆円で、前年度並となっている。社会保障関係費が増加する中、投資的経費を含めた地方の自主的な経費は抑制されている。 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>(地方単独経費：兆円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th>H22</th> <th>H23</th> <th>増減</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地方単独経費</td> <td>20.8</td> <td>20.8</td> <td>0.0</td> </tr> <tr> <td>一般行政経費</td> <td>13.8</td> <td>13.9</td> <td>+0.0</td> </tr> <tr> <td> (うち社会保障関係費)</td> <td></td> <td></td> <td>+0.2)</td> </tr> <tr> <td> (うち社会保障関係費以外)</td> <td></td> <td></td> <td>△0.2)</td> </tr> <tr> <td>地域活性化・雇用等対策費</td> <td>1.0</td> <td>1.2</td> <td>+0.2</td> </tr> <tr> <td>投資的経費</td> <td>5.6</td> <td>5.4</td> <td>△0.2</td> </tr> <tr> <td>地方再生対策費</td> <td>0.4</td> <td>0.3</td> <td>△0.1</td> </tr> </tbody> </table> <p>※表示単位未満四捨五入のため、合計額が一致しない箇所がある</p> </div>		H22	H23	増減	地方単独経費	20.8	20.8	0.0	一般行政経費	13.8	13.9	+0.0	(うち社会保障関係費)			+0.2)	(うち社会保障関係費以外)			△0.2)	地域活性化・雇用等対策費	1.0	1.2	+0.2	投資的経費	5.6	5.4	△0.2	地方再生対策費	0.4	0.3	△0.1
	H22	H23	増減																														
地方単独経費	20.8	20.8	0.0																														
一般行政経費	13.8	13.9	+0.0																														
(うち社会保障関係費)			+0.2)																														
(うち社会保障関係費以外)			△0.2)																														
地域活性化・雇用等対策費	1.0	1.2	+0.2																														
投資的経費	5.6	5.4	△0.2																														
地方再生対策費	0.4	0.3	△0.1																														
<p>4 地方交付税の機能と役割</p> <p>(2) 地方財政基盤の確立には地方交付税の充実が不可欠</p> <ul style="list-style-type: none"> 地方の財政基盤は地方交付税に大きく支えられており、その充実が必要。 <p>(3) 地域間格差是正機能復元のための地方交付税の増額</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域間格差是正機能復元のため、地方交付税を増額すべき 	<ul style="list-style-type: none"> 平成 23 年度当初予算においても、47 都道府県の約 8 割 (36 団体) が、地方交付税が地方税を上回っており、地方の財政基盤は引き続き地方交付税に大きく支えられている。 地方交付税の地域間格差是正機能は、22 年度に比べ僅かに改善したものの、依然として十分なものになっていない。 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>(地方税収にかかる地域間格差)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th>H15</th> <th>H22</th> <th>H23</th> <th>H23－H15</th> <th>H23－H22</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地方税</td> <td>0.44</td> <td>0.40</td> <td>0.45</td> <td>+0.01</td> <td>+0.05</td> </tr> <tr> <td>地方税+交付税</td> <td>0.84</td> <td>0.78</td> <td>0.79</td> <td>△0.05</td> <td>+0.01</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1人あたり地方税収の最多団体(東京都)を「1」として、都道府県の当初予算ベースで財政力格差を試算。</p> </div>		H15	H22	H23	H23－H15	H23－H22	地方税	0.44	0.40	0.45	+0.01	+0.05	地方税+交付税	0.84	0.78	0.79	△0.05	+0.01														
	H15	H22	H23	H23－H15	H23－H22																												
地方税	0.44	0.40	0.45	+0.01	+0.05																												
地方税+交付税	0.84	0.78	0.79	△0.05	+0.01																												

提言内容 (H22. 11)	地方財政計画における措置																																																																												
<p>II 平成 23 年度地方財政対策に向けて</p> <p>1 地方財政計画の充実</p> <p>(1) 適切な地方財政規模、地方一般財源の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> 三位一体改革前の水準回復に向け、地方財政規模、地方一般財源を増額すべき 	<ul style="list-style-type: none"> 地方財政規模は 0.4 兆円の増 (+0.5%)。社会保障関係費の増に対して、公債費・給与関係経費の減に加え、投資的経費や一般行政経費(単独・社会保障関係費以外)が削減されている。 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>(地方財政規模の推移) 単位：兆円</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H22</th> <th>H23</th> <th>増減</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地方財政規模</td> <td>82.1</td> <td>82.5</td> <td>+0.4</td> </tr> <tr> <td>社会保障関係経費</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>+1.6</td> </tr> <tr> <td>地域活性化・雇用等対策費</td> <td>1.0</td> <td>1.2</td> <td>+0.2</td> </tr> <tr> <td>給与関係経費</td> <td>21.7</td> <td>21.3</td> <td>△0.4</td> </tr> <tr> <td>公債費</td> <td>13.4</td> <td>13.2</td> <td>△0.2</td> </tr> <tr> <td>投資的経費</td> <td>11.9</td> <td>11.3</td> <td>△0.6</td> </tr> <tr> <td>一般行政経費(単独・社会保障関係費以外)</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>△0.2</td> </tr> </tbody> </table> </div> <ul style="list-style-type: none"> 地方税(地方法人特別譲与税含む)・地方交付税が増(1.6兆円)となる一方、臨時財政対策債が大幅に削減(1.5兆円)されたことから、地方一般財源総額は、平成 22 年並の水準とされた。 これは、中期財政フレームに基づく水準であるが、社会保障関係費の自然増との関係からみると十分でなく、投資的経費等他の経費の削減につながった。 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>(地方一般財源の推移) 単位：兆円</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H22</th> <th>H23</th> <th>増減</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地方一般財源</td> <td>56.3</td> <td>56.4</td> <td>+0.1</td> </tr> <tr> <td>地方税</td> <td>32.5</td> <td>33.4</td> <td>+0.9</td> </tr> <tr> <td>地方法人特別譲与税</td> <td>1.3</td> <td>1.6</td> <td>+0.3</td> </tr> <tr> <td>地方交付税</td> <td>16.9</td> <td>17.4</td> <td>+0.5</td> </tr> <tr> <td>地方税(税源移譲分)</td> <td>△3.1</td> <td>△3.1</td> <td>0.0</td> </tr> <tr> <td>臨時財政対策債</td> <td>7.6</td> <td>6.1</td> <td>△1.5</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>1.0</td> <td>1.0</td> <td>±0.0</td> </tr> </tbody> </table> </div> <ul style="list-style-type: none"> 三位一体改革前(H15)に比べると、依然として地方財政規模は 3.7 兆円、地方一般財源(税源移譲分を除く)は 2.0 兆円の減となっている。 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>(地方財政規模等の推移) 単位：兆円</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H15</th> <th>H23</th> <th>⑳-㉑</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地方財政規模</td> <td>86.2</td> <td>82.5</td> <td>△3.7</td> </tr> <tr> <td>地方一般財源総額</td> <td>58.4</td> <td>56.4</td> <td>△2.0</td> </tr> </tbody> </table> <p>※地方一般財源は、税源移譲分(3.1兆円)を除く</p> </div>		H22	H23	増減	地方財政規模	82.1	82.5	+0.4	社会保障関係経費	—	—	+1.6	地域活性化・雇用等対策費	1.0	1.2	+0.2	給与関係経費	21.7	21.3	△0.4	公債費	13.4	13.2	△0.2	投資的経費	11.9	11.3	△0.6	一般行政経費(単独・社会保障関係費以外)	—	—	△0.2		H22	H23	増減	地方一般財源	56.3	56.4	+0.1	地方税	32.5	33.4	+0.9	地方法人特別譲与税	1.3	1.6	+0.3	地方交付税	16.9	17.4	+0.5	地方税(税源移譲分)	△3.1	△3.1	0.0	臨時財政対策債	7.6	6.1	△1.5	その他	1.0	1.0	±0.0		H15	H23	⑳-㉑	地方財政規模	86.2	82.5	△3.7	地方一般財源総額	58.4	56.4	△2.0
	H22	H23	増減																																																																										
地方財政規模	82.1	82.5	+0.4																																																																										
社会保障関係経費	—	—	+1.6																																																																										
地域活性化・雇用等対策費	1.0	1.2	+0.2																																																																										
給与関係経費	21.7	21.3	△0.4																																																																										
公債費	13.4	13.2	△0.2																																																																										
投資的経費	11.9	11.3	△0.6																																																																										
一般行政経費(単独・社会保障関係費以外)	—	—	△0.2																																																																										
	H22	H23	増減																																																																										
地方一般財源	56.3	56.4	+0.1																																																																										
地方税	32.5	33.4	+0.9																																																																										
地方法人特別譲与税	1.3	1.6	+0.3																																																																										
地方交付税	16.9	17.4	+0.5																																																																										
地方税(税源移譲分)	△3.1	△3.1	0.0																																																																										
臨時財政対策債	7.6	6.1	△1.5																																																																										
その他	1.0	1.0	±0.0																																																																										
	H15	H23	⑳-㉑																																																																										
地方財政規模	86.2	82.5	△3.7																																																																										
地方一般財源総額	58.4	56.4	△2.0																																																																										

提言内容 (H22. 11)	地方財政計画における措置																						
<p>(2) 平成22年度補正予算を活用した地方交付税の実質的な増額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・H22年度補正予算案における地方交付税の増額分 1.3兆円のうち1兆円については、23年度以降の実質的な増額に活用すべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・補正予算による増額分は、平成23年度の地方交付税の増額 (+0.5兆円) に寄与している。 																						
<p>(3) 地方の課題に対応するための歳出の適切な積み上げ</p> <p>① 社会保障関係経費の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方の自然増相当額 (0.7~0.8兆円程度/年) については確実に措置すべき 	<ul style="list-style-type: none"> ・社会保障関係費に係る地方負担額については、0.8兆円が増額措置されている。 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>(社会保障関係費地方負担分の自然増に対応した措置状況)</p> <table border="0"> <tr> <td>総額</td> <td>8,385億円</td> </tr> <tr> <td>一般行政経費(補助(生活保護、医療、介護等))</td> <td>4,891億円</td> </tr> <tr> <td>一般行政経費(単独(社会保障関係費))</td> <td>2,094億円</td> </tr> <tr> <td>国民健康保険・後期高齢者医療制度関係事業費</td> <td>441億円</td> </tr> <tr> <td>その他基礎年金地方負担</td> <td>1,000億円</td> </tr> </table> </div> <ul style="list-style-type: none"> ・社会保障関係費の地方負担増分(0.8兆円)のうち、補助分等の増(0.5兆円)については、給与関係経費や公債費の減により賄っているが、単独分(0.2兆円)については、他の単独経費を削減することで対応していると考えられる。 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>(一般行政経費(単独)の状況)</p> <table border="0"> <thead> <tr> <th></th> <th>H22</th> <th>H23</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総額</td> <td></td> <td>+316億円(138,285→138,601)</td> </tr> <tr> <td>社会保障関係経費</td> <td></td> <td>+2,094億円(詳細不明)</td> </tr> <tr> <td>その他の経費</td> <td></td> <td>△1,779億円(同上)</td> </tr> </tbody> </table> </div>	総額	8,385億円	一般行政経費(補助(生活保護、医療、介護等))	4,891億円	一般行政経費(単独(社会保障関係費))	2,094億円	国民健康保険・後期高齢者医療制度関係事業費	441億円	その他基礎年金地方負担	1,000億円		H22	H23	総額		+316億円(138,285→138,601)	社会保障関係経費		+2,094億円(詳細不明)	その他の経費		△1,779億円(同上)
総額	8,385億円																						
一般行政経費(補助(生活保護、医療、介護等))	4,891億円																						
一般行政経費(単独(社会保障関係費))	2,094億円																						
国民健康保険・後期高齢者医療制度関係事業費	441億円																						
その他基礎年金地方負担	1,000億円																						
	H22	H23																					
総額		+316億円(138,285→138,601)																					
社会保障関係経費		+2,094億円(詳細不明)																					
その他の経費		△1,779億円(同上)																					

提言内容 (H22. 11)	地方財政計画における措置																																		
<p>② 疲弊している地域経済再生のための経費の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域活性化・雇用等臨時特例費 (1.0 兆円) は、安定的な財政措置を講じた上で、平成 22 年度よりもさらに増額すべき。 <ul style="list-style-type: none"> 投資事業量とその財源を確保すべき。 社会資本の老朽化に対応して必要な維持・整備費については、地方の需要として適切に積み上げるべき。 定住自立圏構想など今後増加が見込まれる地域振興対策に必要な財政需要を適切に積み上げるべき。 	<p>・地域の実情を踏まえた経済活性化や雇用対策などを推進するため、地域活性化・雇用等臨時特例費に子育て対策等 0.2 兆円が上乗せされ、新たに地域活性化・雇用等対策費(1.2 兆円)が創設された。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>(地域活性化・雇用等対策費の内訳)</p> <p>総額 12,000 億円</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>雇用対策・地域資源活用推進費</td> <td style="text-align: right;">4,500 億円</td> </tr> <tr> <td>子育て支援サービス充実推進事業</td> <td style="text-align: right;">1,000 億円</td> </tr> <tr> <td>住民生活に光を注ぐ事業</td> <td style="text-align: right;">300 億円</td> </tr> <tr> <td>地球温暖化対策暫定事業</td> <td style="text-align: right;">100 億円</td> </tr> <tr> <td>各種活性化推進事業</td> <td style="text-align: right;">6,100 億円</td> </tr> </table> </div> <ul style="list-style-type: none"> 厳しい地方の経済・雇用状況に鑑み、デフレギャップ解消に向けた対策が必要であるにもかかわらず、地方の投資的経費は△0.6 兆円となっている。 国直轄事業については、維持管理費の廃止による影響(579 億円)を除いた場合、ほぼ前年度と同水準だが、補助・単独事業は大幅な減となっている。 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>(投資的経費) 単位：億円</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th style="text-align: center;">H22</th> <th style="text-align: center;">H23</th> <th style="text-align: center;">増減</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>投資的経費(補助)</td> <td style="text-align: right;">62,697</td> <td style="text-align: right;">59,474</td> <td style="text-align: right;">△3,223</td> </tr> <tr> <td>公共事業分</td> <td style="text-align: right;">55,625</td> <td style="text-align: right;">53,059</td> <td style="text-align: right;">△2,566</td> </tr> <tr> <td>国直轄事業分</td> <td style="text-align: right;">7,072</td> <td style="text-align: right;">6,415</td> <td style="text-align: right;">△657</td> </tr> <tr> <td>投資的経費(単独)</td> <td style="text-align: right;">56,377</td> <td style="text-align: right;">53,558</td> <td style="text-align: right;">△2,819</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: right;">119,074</td> <td style="text-align: right;">113,032</td> <td style="text-align: right;">△6,042</td> </tr> </tbody> </table> </div>	雇用対策・地域資源活用推進費	4,500 億円	子育て支援サービス充実推進事業	1,000 億円	住民生活に光を注ぐ事業	300 億円	地球温暖化対策暫定事業	100 億円	各種活性化推進事業	6,100 億円		H22	H23	増減	投資的経費(補助)	62,697	59,474	△3,223	公共事業分	55,625	53,059	△2,566	国直轄事業分	7,072	6,415	△657	投資的経費(単独)	56,377	53,558	△2,819	合計	119,074	113,032	△6,042
雇用対策・地域資源活用推進費	4,500 億円																																		
子育て支援サービス充実推進事業	1,000 億円																																		
住民生活に光を注ぐ事業	300 億円																																		
地球温暖化対策暫定事業	100 億円																																		
各種活性化推進事業	6,100 億円																																		
	H22	H23	増減																																
投資的経費(補助)	62,697	59,474	△3,223																																
公共事業分	55,625	53,059	△2,566																																
国直轄事業分	7,072	6,415	△657																																
投資的経費(単独)	56,377	53,558	△2,819																																
合計	119,074	113,032	△6,042																																
<p>③ 子ども手当等国の制度創設・改正に当たっての確実な財源措置</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 23 年度以降は全額国費で負担すべき。 仮に、扶養控除廃止等に伴う地方増収分を国庫補助金の減額財源に活用するならば、同額を一般財源総額に上積みすべき。 	<ul style="list-style-type: none"> 子ども手当については、原則全額国費で賄うとされながら、地方との十分な協議なく地方負担(5.465 億円)が引き続き残された。 年少扶養控除の廃止等に伴う、交付税(法定率分)の増額(2,113 億円)については、地方との十分な協議なく、臨時財政対策加算の減額等に活用された。 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>(H23 地方財政対策における地方財政増収分の取扱)</p> <p>平成 22 年度税制改正による所得税・住民税の年少扶養控除の廃止及び特定扶養控除の縮減による地方交付税の増収分 2,113 億円</p> <ul style="list-style-type: none"> → 地方特例交付金の減額 △1,141 億円 地方交付税(臨時財政対策加算)の減額 △1,057 億円 地方財政対策の調整 + 85 億円 </div>																																		

提言内容 (H22. 11)	地方財政計画における措置
<p>④ 一括交付金化に当たっての地方負担分の確実な措置</p> <ul style="list-style-type: none"> 必要な事業量を確保した上で、事業費全体に係る地方財源総額を確保すべき。 一括交付金の総額は、今年度水準はもとより、今後必要となる増加要素も加味して確保すべき。 	<ul style="list-style-type: none"> 都道府県の投資補助金を対象に、「地域自主戦略交付金」(5, 120 億円)が創設された。 事前に事業計画を提出しなければならないことや、補助率などは従来のスキームで実施することから、地方の自由裁量を高めるものとなっていない。 一次配分が地方の見込額の 7 割程度となっていることや、同一事業においても、事業規模により従来の補助金等と区分されており、相互流用が認められていないなどの課題がある。 二次配分における客観的指標については、地方に対する説明がなく、意見を述べる機会を与えられていない。
<p>⑤ 臨時財政対策債等の元利償還分の適切な積み上げ</p> <ul style="list-style-type: none"> 国が後年度地方交付税の公債費方式により財源措置するとして臨時財政対策債、補正予算債等の元利償還金については、確実に別枠として積み上げるべき。 	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、臨時財政対策債の元利償還分は増嵩が見込まれるため、別枠として確実に積み上げることが必要である。
<p>(4) 経済状況を踏まえた税収見込額の適正な算定</p> <ul style="list-style-type: none"> 実態に即して的確に税収を見込むべき。 	<ul style="list-style-type: none"> 地方税は 33.4 兆円で前年度に比べ 0.9 兆円の増 今後、東日本大震災による税収動向を見極めることが必要である。
<p>地方交付税の機能の復元・強化(1) 基準財政需要額の適切な積み上げ</p> <p>①義務的経費の交付税算入不足の解消</p> <ul style="list-style-type: none"> 難病治療研究や病院事業繰出等の義務的経費において、基準財政需要額が決算額を下回る算入不足を解消するよう、地方財政計画に積み上げた上で、基準財政需要額へ反映すべき。 <p>②全国的に実施している事業の交付税算入</p> <ul style="list-style-type: none"> 乳幼児医療、障害者等への医療費助成等は、標準的行政サービスとして地方財政計画に積み上げた上で、新たに基準財政需要額へ反映すべき。 	<p>(H22 年度決算を基に調査)</p>
<p>(2) 地域の実情を反映した地方交付税の算定方法</p> <ul style="list-style-type: none"> 条件不利地域など多様な条件を抱える地方自治体の実情を踏まえ、必要となる財政需要を適切に確保すべき。 一時的に多額の経費を要する社会資本整備など、単位費用では的確に措置することが困難な事業について、実際の事業量に応じた財政措置であることを踏まえ、事業費補正は適切に措置すべき。 	<ul style="list-style-type: none"> 事業費補正については、消防広域化事業、地下鉄事業(出資金、補助金)、防災対策事業(特に「推進すべき事業」、地域活性化事業(「合併の円滑化」)については廃止、施設整備事業(一般財源化分)は交付税措置率を段階的に引き下げる。 事業費補正が有する一定の必要性を鑑み、適切に措置すべき。

提言内容 (H22. 11)	地方財政計画における措置																		
<ul style="list-style-type: none"> ・ 現行の包括算定経費の規模を越えたさらなる新型交付税の拡大は慎重に検討すべき。 																			
<p>(3) 税収不足への適切な対応</p> <p>① 法定率の引上げによる臨時財政対策債に頼らない地方交付税制度の運営</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 三位一体改革の際の所得税の税源移譲により大幅に削減された交付税財源については、早急に交付税率の引上げ等により復元すべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 交付税率の引き上げは見送り。 ・ 平成 8 年度以来、16 年連続して地方交付税法第 6 条の 3 の規定に該当する財源不足の状態が続いていることに鑑み、法定率の引き上げや、交付税原資となる消費税の充実等の税制の抜本改革が必要である。 ・ 三位一体改革の際大幅に削減された交付税財源分については、早期に交付税率の引き上げを行うべき。 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>(三位一体改革の所得税の税源移譲の影響)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 18 年度、所得税の税源移譲に伴い交付税率の引上げを行わなかったことによる地方の減収額は、約 1.1 兆円 (H23 年ベース、所得税の 8%相当) <p>※平成 18 年度税源移譲の際に措置すべき交付税財源を手当てするためには、所得税の交付税率を 32%から 40%に引き上げる必要があった。</p> </div>																		
<p>② 財源不足に対する別枠加算等による適切な措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 三位一体改革による所得税の税源移譲に伴う交付税法定率分の減少や、現下の厳しい経済雇用情勢を踏まえ、別枠加算 1.5 兆円については、確実に措置すべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 別枠加算額は、22 年度に比べ 0.2 兆円減 (㉒1.5 兆円→㉓1.3 兆円)。 ・ 三位一体改革による所得税の税源移譲に伴う交付税法定率分の減少の影響を緩和するための今年度の別枠加算 0.5 兆円 (H20. 12. 18 両大臣覚書) は廃止。ただし、税制抜本改革時まで別枠加算措置が継続されることから、地方財政の財源不足に対して、一定の配慮がなされている。 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>(別枠加算)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 60%;"></th> <th style="width: 20%; text-align: center;">H22</th> <th style="width: 20%; text-align: center;">H23</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地域活性化・雇用等臨時特例費の創設による加算</td> <td style="text-align: center;">1.0 兆円</td> <td style="text-align: center;">-</td> </tr> <tr> <td>H20. 12. 18 総務・財務両大臣覚書に基づく加算</td> <td style="text-align: center;">0.5 兆円</td> <td style="text-align: center;">-</td> </tr> <tr> <td>地方の財源不足の状況を踏まえた加算</td> <td></td> <td style="text-align: center;">1.1 兆円</td> </tr> <tr> <td>地域活性化・雇用等対策費の上乗せ分に対応した加算</td> <td></td> <td style="text-align: center;">0.2 兆円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">計</td> <td style="text-align: center;">1.5 兆円</td> <td style="text-align: center;">1.3 兆円</td> </tr> </tbody> </table> </div>		H22	H23	地域活性化・雇用等臨時特例費の創設による加算	1.0 兆円	-	H20. 12. 18 総務・財務両大臣覚書に基づく加算	0.5 兆円	-	地方の財源不足の状況を踏まえた加算		1.1 兆円	地域活性化・雇用等対策費の上乗せ分に対応した加算		0.2 兆円	計	1.5 兆円	1.3 兆円
	H22	H23																	
地域活性化・雇用等臨時特例費の創設による加算	1.0 兆円	-																	
H20. 12. 18 総務・財務両大臣覚書に基づく加算	0.5 兆円	-																	
地方の財源不足の状況を踏まえた加算		1.1 兆円																	
地域活性化・雇用等対策費の上乗せ分に対応した加算		0.2 兆円																	
計	1.5 兆円	1.3 兆円																	
<p>(4) 特別交付税の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本来、国が負担すべき経費については国費で措置すべき。その上で、普通交付税で捕捉できない特別な財政需要について、特別交付税で措置すべき。 ・ 省令項目であるルール分は確実に措置すべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地方交付税総額に占める特別交付税の割合を段階的に引き下げ (H22:6%→H23:5%→H24:4%) 普通交付税に移行する。(東北地方太平洋沖地震により甚大な被害が出たことを受けて 3 年間凍結。) ・ 特別交付税の見直しに当たっては、算定方法を明確化するとともに、個別団体に対して積み上げ根拠を明確にした上で確実に交付する必要がある。 																		